

佐世保工業高等専門学校研究生規則

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校研究生規則(昭和61年4月1日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第41条第2項の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 本校において高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、各学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(入学の出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、入学の日の14日前までに校長に願出しなければならない。

- 一 研究生入学願書(別記様式第1号)
- 二 履歴書
- 三 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- 四 健康診断書
- 五 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書(別記様式第2号)又は依頼書

(入学者の選考)

第5条 校長は、前条による出願手続をした者について、提出された書類によるほか、面接により入学者の選考を行う。

(入学の許可)

第6条 校長は、前条の選考に合格した者で、所定の期日までに入学料を納付したものについて入学を許可する。

(入学の手続)

第7条 入学許可の通知を受けた者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 入学誓約書(別記様式第3号)
- 二 その他本校が指定するもの

(研究期間等)

第8条 研究生の研究期間は、6月以上1年以内とし、当該年度を超えることはできない。

ただし、研究生が継続して研究を希望するときは、研究の目的及び研究内容等を考慮して校長が適当と認めた場合は、研究期間の延長を許可することができる。

- 2 前項の規定により研究期間の延長を希望するときは、研究期間延長願書（別記様式第4号）により校長に願い出なければならない。この場合において、現に職を有する者は、第4条第5号に規定する書類を添付するものとする。

（指導教員）

第9条 校長は、研究生に対して研究に必要な指導助言を与えるため、指導教員を定めるものとする。

（研究生の責務）

第10条 研究生は、指導教員の指導助言を受け、研究に専念しなければならない。

- 2 研究生が他の業務に従事しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

（授業への出席）

第11条 研究生は、指導教員の指導により、校長が必要と認めるときは、授業科目担当教員の許可を得てその授業に出席することができる。

（研究報告）

第12条 研究生は、研究が終了したときは、研究報告書（別記様式第5号）を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

（証明書の交付）

第13条 校長は、研究生の申請により研究実績証明書を交付することができる。

（退学）

第14条 研究生が疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、指導教員を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は、研究生として適しないと認められた者に対しては、退学を命じることがある。

（検定料、入学料及び授業料）

第15条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校における授業料その他の費用に関する規則第13条の規定に定める額とする。

- 2 授業料は、所定の期日までに研究期間に応じる全額を納付しなければならない。ただし、研究期間が6月を超える場合は、初めの6月とこれを超える期間とに分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

（既納の検定料、入学料及び授業料）

第16条 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

（除籍）

第17条 校長は、研究生が授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないときは、これを除籍する。

（費用の負担）

第18条 研究生の実験、実習等に要する特別な費用は、研究生の負担とすることがある。

（雑則）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、佐世保工業高等専門学校学則等のうち、学生に関する規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。